再生可能エネルギーの固定価格買取制度の 運営に関する実態調査 結果報告書

平成 27 年 9 月 総務省行政評価局

前書き

再生可能エネルギー(注 1) は重要な低炭素の国産エネルギー源であり、その利用の促進を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年 法律第 108 号)に基づき、平成 24 年 7 月から固定価格買取制度(注 2) が導入された。同法では、エネルギー基本計画が変更された場合には、その内容を踏まえ、再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

平成26年4月にエネルギー基本計画が変更されたが、変更後の「エネルギー基本計画」(平成26年4月11日閣議決定)においては、再生可能エネルギーについて、今後、これまでに示された水準(平成32年に13.5%、42年に約2割)を更に上回る水準の導入を目指すこととされている。さらに、平成27年7月16日に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、42年度には、総発電電力量が1兆650億kWh(キロワット時)程度になると見通した場合、再生可能エネルギーが総発電電力量に占める割合は22%から24%になるとされている。

また、再生可能エネルギーが総発電電力量に占める割合は、平成 23 年度には 10.4% (9,550 億 kWh のうち 996 億 kWh) だったが、26 年度には 12.2% (9,101 億 kWh のうち 1,113 億 kWh) となっており、再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる。一方、再生可能エネルギーの導入が進むに従い、電気使用者の負担は年々増加しており、平成 27 年度における電気使用者への賦課金総額は約 1 兆 3,222 億円の見込みとなっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

- (注1) 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
- (注 2) 電力会社が電気使用者への賦課金を原資として再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気 を固定価格で買い取る制度

目 次

第 1	実態調査の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	2 調査結果	
1	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	発電設備の認定状況	
	(1) 認定の取消し等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	(2) 「分割案件」の確認状況	8
3	電力系統への接続状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	ç
4	固定価格買取制度に係る収支状況・・・・・・・・・・・・・・・・・7	2
5	費用負担調整業務の実施状況	
	(1) 交付金交付等業務の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・8	4
	(2) 費用負担調整事務費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	(

図 表 目 次

再生可能	ミエネルギーの固定価格買取制度の概要	
表 1-①	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
表 1-②	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する法令	10
表 1-③	再生可能エネルギー発電設備の導入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
表 1-④	電源別の発電電力量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
表 1-⑤	買取価格の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 1-⑥	賦課金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
表 1-⑦	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し	· · · 15
発電設備		
)認定の	取消し等の状況	
表 2-(2	1)-① 発電設備の認定に関する法令	20
表 2-(2	1)-② 認定の失効に関する通知	21
表 2-(2	1)-③ 平成 24 年度に認定を受けた出力 400kW 以上の太陽光発電設備に	
	関する認定の取消状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
表 2-(2	1)-④ 運転開始に至っていない発電設備についての聴聞の実施状況・・・・・	24
表 2-(2	1)-⑤ 聴聞を実施した設備の場所及び設備の決定等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
表 2-(2	1)-⑥ 場所又は設備の決定が確認された発電設備の運転開始状況・・・・・・・	25
表 2-(2	1)-⑦ 運転開始の見通しが立っていないと考えられる発電設備の状況 ・・・・	25
表 2-(2	1)-⑧ 認定時に場所及び設備が確保されていなかった出力 50kW 以上の	
	太陽光発電設備の失効状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
)「分割		
表 2-(2	2)-① 「分割案件」のイメージ図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
表 2-(2	2)-② 「分割案件」に関する法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
表 2-(2	2)-③ 太陽光発電設備に関する主な安全規制	35
表 2-(2	2)-④ 経済産業省がJP-ACへ委託している「再生可能エネルギー	
	発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」に係る	
	委託費 (実績)の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
表 2-(2	2)-⑤ 経済産業省がJP-ACへ委託している「再生可能エネルギー	
	発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」の内容	
	(平成 26 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
表 2-(2	2)-⑥ 「分割案件」の確認の主な流れ	37
表 2-(2	2)-⑦ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行って	
	いない設備数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
表 2-(2	2)-⑧ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行って	
	表表表表表	表1-② 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する法令 表1-③ 再生可能エネルギー発電設備の導入状況 表1-④ 電源別の発電電力量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	いな	い設備の例39
	表 2-(2)-⑨ J	P-ACから「分割案件」のおそれがあるとの指摘を受けて
	一 <u>日</u>	申請を取り下げたものの、一定期間経過後に再申請し認定さ
	れて	いる例40
	表 2-(2)-⑩ 「2	分割案件」のおそれがある設備について、JP-ACに「特
	段の	理由の確認」を依頼しなかった理由・・・・・・・・・・・・41
	表 2-(2)-⑪ 「2	分割案件」のおそれがあると認めた設備数42
	表 2-(2)-⑫ 「2	分割案件」のおそれがあると認めた 712 設備の出力別内訳 ・・・・・・42
	表 2-(2)-⑬ 認	定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態
	が生	じたものの、変更届出時に経済産業局が「特段の理由の確認」
		っていない例43
	表 2-(2)-⑭ 電	カ会社からの情報提供状況・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	表 2-(2)-⑤ 当	省の指摘を受けて、「分割案件」のおそれがあると電力会社が
	認識	した例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	3 電力系統への接続は	
	表 3-① 電力系統	への接続に関する法令53
	表 3-② 「再生可	能エネルギーの系統連系について」(平成 24 年 12 月資源エネ
		電力・ガス事業部電力基盤整備課省エネルギー・新エネルギ
		ネルギー対策課)<抜粋>・・・・・54
	表 3-③ 電力系統	への接続手続の主な流れ59
		の対象とした出力 10kW 以上の太陽光発電設備の運転状況等 · · · · · · 59
	表 3-⑤ 実地調査	した発電設備数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
		担金が減額となる案が採用された例 ······61
	表 3-⑦ 調査対象	発電設備の工事費負担金の中央値等61
	表 3-⑧ 工事費負	担金内訳の提示状況(出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備) ・・・・・・62
	表 3-9 工事費負	担金内訳の提示内容が不十分であった例(出力 10kW 以上 50
	kW 未満の発	電設備) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		担金内訳の提示内容が不十分であったことについての各電力
	会社の意見	等65
	9 ,- = . ,	者が工事費負担金の内訳又は詳細な内訳の提示を求めたもの
		例68
	表 3-⑩ 工事費負	担金内訳の提示状況(出力 50kW 以上の発電設備) ・・・・・・・・69
		担金内訳の提示内容が不十分であった例(出力 50kW 以上の太
	陽光発電設備	肯) · · · · · · · · · · · · · · · 70
	表 3-⑭ 中国電力	朱式会社が行った工事費負担金の算定方法の見直し内容・・・・・・71
4	=	
		買取制度における納付金、交付金等に関する法令・・・・・・75
	表 4-② 賦課金単位	価算定の際の買取電力量見込みと実績・・・・・・・・・・・・・・・78

	表 4-③	納付金	è収入と交付金支出の差額 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	表 4-④		美務規程(平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31
		日一部記	改正認可)<抜粋>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
	表 4-⑤	交付金	をの財源不足に伴う借入額等・・・・・・・・・・・・・・・・・80
	表 4-⑥	費用負	負担調整機関における借入れの実施状況 · · · · · · · · · · · · · · 80
	表 4-⑦		ê単価の算定方法 · · · · · · · · · · · · · · · 81
	表 4-8	各年度	度の賦課金単価の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	費用負担	旦調整業	移の実施状況
((1) 交付金	è交付等	産業務の実施状況
	表 5-0	(1)-①	調整業務規程(平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年
		10)月 31 日一部改正認可)<抜粋>・・・・・・・・・・86
	表 5-0	(1)-2	納付金及び交付金の算定式 · · · · · · · · 87
	表 5-0	(1)-③	電気事業者の自己申告による買取電力量等の訂正状況・・・・・・88
	表 5-0	(1)-4	買取電力量等の訂正理由等・・・・・・・・・・・・89
(等事務費の状況
			費用負担調整事務費の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・92
	表 5-0	(2)-2	システム業務等の委託内容93